

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	3-1
許認可等の種類	引取業者の登録			
根拠法令条例等・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項			
許認可等の概要	引取業を行おうとする場合の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第43条及び第45条第1項 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第46条及び第47条			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	H22.3.8伺定			